

ガスメーター

JIS B 8571: 2022

令和 4 年 5 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏	名	所属
(委員会長)	高 辻	利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	伊 藤	納奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	柿 本	章 子	主婦連合会
	鈴木	伸 哉	独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専
			門学校
	高 橋	かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 原	江利子	王子ホールディングス株式会社
	安 井	清 一	東京理科大学

主 務 大 臣:経済産業大臣 制定:平成23.7.20 改正:令和4.5.20

官報掲載日:令和4.5.20

原案作成協力者:一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

審 議 部 会:日本産業標準調査会 標準第一部会(部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会:基盤技術専門委員会(委員会長 高辻 利之)

この規格についての意見又は質問は,上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	·	ページ
序:	文·······	1
1	適用範囲	1
2	引用規格·····	1
3	用語及び定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計量単位	10
4.1	計量単位	10
5	計量要件	10
5.1	定格動作条件 ·····	10
5.2		
5.3	精度等級及び最大許容誤差(<i>MPE</i>) ····································	11
5.4	· · · · ·	
5.5		
5.6	再現性 ······	12
5.7		
5.8		
5.9		
5.1		
5.1		
5.1		
5.1		
6	II deserted	
6.1	The same of the sa	
6.2		
6.3		
6.4		
6.5		
6.6		
6.7		
	ソフトウェア ····································	
	表記····································	
	一般	
		
	取扱説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8.2		
9	封印······	23

B 8571:2022 目次

	ページ
9.1 検査証印及び保護装置	23
10 試験適合性	23
10.0A 一般·····	23
10.1 圧力取出口	24
11 計量管理	24
11.1 一般的手順	24
12 型式評価	25
12.1 一般	25
12.2 文書類	25
12.3 設計審査	25
12.4 試料の個数	25
12.5 型式評価手順	25
12.6 型式評価試験	27
12.7 型式承認証明書	32
12.8 初期製品検査実施のための指示	32
13 初期製品検査及び後続製品検査	32
13.1 一般	32
13.2 統計的基礎に基づく検査の追加要件	35
13.3 使用中検査の追加要件	35
附属書 I (参考) ソフトウェア制御のガスメーターの要件·····	36
附属書 A (規定) 電子化計量器及び電子装置の環境試験·····	
附属書 B (規定) 乱流試験 ····································	52
附属書 C (規定) 種々の計測原理に対する要件及び適用する試験一覧······	53
附属書 D (規定) ガスメーターの同一型式群の型式評価·····	55
附属書 E (参考) 選定した妥当性確認方法の説明······	56
附属書 JA (規定) 取引又は証明用のガスメーター ······	58
附属書 JB (規定) 使用中検査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
附属書 JC (規定) 実用基準ガスメーターを用いた器差検定方法及びその管理方法 ······	64
参考文献······	
附属書 JD (参考) JIS と対応国際規格との対比表 ····································	
47 ≣H	

B 8571: 2022

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 8571**:2015 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

B 8571: 2022

白 紙

JIS

B 8571: 2022

ガスメーター

Gas meters

序文

この規格は, 2012 年に第 1 版として発行された **OIML R 137-1&2** 及び 2014 年に発行された **Amendment 2014 to OIML R 137-1&2** を基とし、日本国内におけるガスメーターの使用実態を踏まえて、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、箇条番号及び細分箇条番号の後に "A" から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条及び細分箇条並びに**附属書 JA~附属書 JC** は、対応国際規格にはない事項である。

また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JD** に示す。

この規格の**附属書 JA** には、取引又は証明に使用するガスメーターが計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造に係る技術上の基準、検定公差、検定の方法及び使用中検査について規定する。ただし、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したことにはならない。

1 適用範囲

この規格は、エネルギー源として使用するガスの体積を計量するガスメーターについて規定する。エネルギー源として使用するガスとは、石炭ガス、コークスガス、油ガス、ナフサガス、天然ガス、石油ガス、オフガス、バイオガス又はこれらの混合ガス(空気で希釈されたものを含む。)をいう。

口径 250 mm 以下(実測湿式ガスメーターを除く。)であって,使用最大圧力 10 kPa 以下のガスメーター(以下,取引又は証明用のガスメーターという。)は,**附属書 JA** に規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を,次に示す。

OIML R137-1&2:2012, Gas meters — Part 1: Metrological and technical requirements and Part 2: Metrological controls and performance tests + Amendment: 2014 (MOD)

なお,対応の程度を表す記号 "MOD" は, ISO/IEC Guide 21-1 に基づき, "修正している" ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。)は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。